

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、政令及び省令の例による。

(事業の内容)

第3条 市長は、総合事業として別表に掲げる事業を行う。

(第1号事業支給費の支給)

第4条 市長は、居宅要支援被保険者等が、指定事業者の当該指定に係る第1号事業（第1号介護予防支援事業にあつては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）を行う事業所により行われる当該第1号事業を利用した場合において、当該居宅要支援被保険者等に対し、当該第1号事業に要した費用について、第1号事業支給費を支給するものとする。

2 前項の規定による第1号事業支給費の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第5条 第1号事業（第1号介護予防支援事業を除く。次項において同じ。）を利用する居宅要支援被保険者に係る第1号事業支給費の支給限度額については、法第55条第1項の規定を準用する。

2 第1号事業を利用する事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める基準に該当する第1号被保険者をいう。以下「事業対象者」という。）に係る第1号事業支給費の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数により算定した額とする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(高額介護予防サービス費相当事業等)

第6条 市長は、地域支援事業要綱（「地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙の地域支援事業実施要綱。以下「地域支援事業実施要綱」という。）別記1 2の(12)アに規定する高額介護予防サービス費相当事業及び地域支援事業要綱別記1 2の(12)イに規定する高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費相当事業等」という。）を実施するものとする。

2 前項の高額介護予防サービス費相当事業等に係る費用の支給については、法第61条及び第61条の2の規定を準用する。

(第1号介護予防支援事業の利用の手続等)

第7条 居宅要支援被保険者等は、第1号介護予防支援事業を利用しようとするときは、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出をした事業対象者に対しては、被保険者証に当該者が事業対象者である旨、基本チェックリスト（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に規定する様式第1をいう。）による確認の実施日その他必要な事項を記入して、これを返付するものとする。

3 居宅要支援被保険者等は、第1項の規定により届け出た事項に変更があったときは、市長に届け出なければならない。

4 第1項及び前項の規定による届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターの職員又は指定居宅介護支援事業者が行うことができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の区分			内容
サービス・活動事業 (第1号事業)	訪問型サービス (第1号訪問事業)	総合事業訪問介護	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧介護予防訪問介護」という。)に相当するもの
		訪問型サービス・活動A	省令第140条の63の6第2号の基準に従い指定事業者が行うもの及び当該基準等を踏まえ、市町村が直接又は委託することにより実施するもの
		訪問型サービス・活動B	省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づき、市町村が補助・助成を行うことで地域の人材や社会資源の活用を図るもの
	通所型サービス (第1号通所事業)	総合事業通所介護	旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービス
	介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）		法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業
一般介護予防事業	介護予防把握事業		地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげるもの
	介護予防普及啓発事業		介護予防活動の普及・啓発を行うもの
	地域介護予防活動支援事業		地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うもの
	一般介護予防事業評価事業		介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行うもの
	地域リハビリテーション活動支援事業		地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進するもの